

別記様式第3号の5（第10条の2関係）

（第1面）

地業工事監理状況報告書

東 広 島 市 長
（ 建 築 主 事 ） 様
指定確認検査機関

工事監理者 住 所
氏 名
（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号
（ ） 建築士事務所 （ ） 知事登録第 号
電話番号（ ） ー

次のとおり、工事監理の状況を報告します。
なお、この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認の方法	確認の 結 果
1 材料	(1) 既製コンクリート杭及び鋼杭 ア 製造所の名称並びに既製コンクリート杭及び鋼杭の規格、品質、種類、径、長さ、先端部の補強及び標尺表示 イ 外観上の割れ及び傷の有無 ウ 継手部の溶接材料のうち溶接棒の規格		A・B・C	
	(2) 場所打ちコンクリート杭			
	ア 共通 (ア) 鉄筋の規格、種類、径及び品質証明 (イ) コンクリート		A・B・C	
	イ 材料 (ア) セメントの規格及び種類 (イ) 骨材の規格、種類、吸水率、アルカリシカ反応、塩化物量及び粗骨材の最大寸法 (ウ) 水の規格 (エ) 混和する材料の規格及び種類 (オ) 型枠の種類及び形状		A・B・C	
	ウ コンクリートの受入れ 指定のコンクリートであることの確認		A・B・C	
2 施工	(1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業			
	ア 共通 (ア) 溶接技能者の資格 (イ) 継手の状態に関する事項 杭の軸線、溶接部又は機械式継手 (ウ) 杭頭の処理及び補強 (エ) 杭の位置に関する事項 施工前の杭心、施工後の偏心量及び杭頭の高さ		A・C	

(第2面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認の方法	確認の 結 果
2 施工	(1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業			
	イ 打込工法の場合 (ア) プレボーリングを併用する場合 掘削の深さ、オーガーの径及び垂直度、支持地盤並びにオーガーの支持地盤への根入れの深さ (イ) 建入れの垂直度 (ウ) 落下の高さ、打撃の回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量及び支持力		A・B・C	
	ウ セメントミルク工法の場合 (ア) オーガー及び杭本体の垂直度 (イ) 支持地盤及びオーガーの支持地盤への根入れの深さ (ウ) 安定液の濃度 (エ) 根固め液の水セメント比、浸透、注入量及び管理試験 (オ) 杭周固定液の浸透、注入量及び管理試験		A・B・C	
	エ 特定埋込杭工法の場合 認定を受けた条件		A・B・C	
	(2) 場所打ちコンクリート杭地業 ア 鉄筋かごの組立てに係る径、本数、長さ、間隔、継手長さ、帯筋、スペーサー、補強リング及び溶接 イ 施工管理技術者の資格 ウ 位置、掘削の深さ、径、支持地盤及び支持地盤への根入れの深さ エ 鉄筋継手の重ね長さ及び主筋の結束 オ スライム処理 カ コンクリート打設におけるトレミー管の先端の位置及びコンクリートの天端の位置 キ 杭の位置として、施工前の杭心及び施工後の偏心量 ク アースドリル工法にあつては、安定液の品質管理及び掘削孔の垂直度 ケ ベノト工法にあつては、上部ケーシングチューブの垂直度及び鉄筋かごの共上がり コ リバースサーキュレーション工法にあつては、泥水管理並びに掘削機の水平及び垂直度		A・B・C	

(第3面)

項目	報 告 内 容			
	報 告 事 項	照合を行っ た設計図書	確認の方法	確認の 結 果
3 試験	(1) 試験杭 ア 杭長、位置、支持地盤の土質及び支持 地盤への根入れの深さ イ 杭の施工状況		A・C	
	(2) 杭の載荷試験 載荷時間、沈下量、最大荷重及び許容支 持力		A・C	
	(3) 地盤の載荷試験 載荷時間、沈下量、最大荷重及び許容支 持力		A・C	
	(4) コンクリートの試験			
	ア フレッシュコンクリート (ア) 種類、運搬時間、スランプ、フロ ー、空気量、塩化物量及びコンクリ ート温度 (イ) テストピースの採取		A・C	
	イ 構造体コンクリート強度試験 圧縮強度及び管理材齢		A・C	

- 注 1 この様式は、建築基準法施行規則別記第19号様式による完了検査申請書又は建築基準法施行規則別記第26号様式による中間検査申請書の第4面工事監理の状況の表主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む。）の種類、品質、形状及び寸法の項及び主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等の項に記載すべき事項を含む報告書とします。
- 2 完了検査申請書にこの報告書を添付する場合は、特定工程に係る建築物にあっては、直前の中間検査までの工事監理の状況については、記載しないでください。
- 3 具体的な確認の方法については、工事監理について国土交通省が作成したガイドライン等を参照してください。
- 4 該当がない項目については、記載は不要です。
- 5 「照合を行った設計図書」の欄は、建築基準法施行規則第1条の3に掲げる図書及び書類のうち、工事監理において照合に用いたものを記載してください。
- 6 「確認の方法」の欄は、次に掲げる記号のうち該当するものを○で囲んでください。なお、Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載することとし、その書類は、検査の際に確認する場合があるため、現場に備え置いてください。
- A 目視又は試験による立会確認
- B 計測等による立会確認
- C 自主検査記録、施工記録、測定記録、材料搬入報告書、工事写真、資格証明書、施工図、試験成績書等による確認
- 7 「確認の結果」の欄は、「適」又は「不適」のいずれかを記載することとし、「不適」を記載する場合には、建築主に対して行った報告の内容も併せて記載してください。なお、工事施工者が注意に従わなかった場合は、「不適」を記載してください。
- 8 市長又は建築主事から建築基準法第12条第5項の規定による工事監理状況報告書（別記様式第3号）の提出の求めがあったときは、この報告書の添付及び検査の際における書類の備置きは要しません。
- 9 不用の文字は、消してください。